

令和6・7・8年度

小規模工事

契約希望事業者登録

について

(新規・変更用)



南あわじ市 総務部財政課

小規模工事契約希望事業者登録制度について

- 目次
1. 小規模工事契約希望事業者登録制度の目的
 2. 小規模工事とは
 3. 登録できる方
 4. 新規・変更登録の受付について
 5. 契約に関する事項
 6. その他の注意事項
-

1 小規模工事契約希望事業者登録制度の目的

この制度は、南あわじ市が発注する小規模工事について、市が通常受付ける**入札参加資格審査申請(業者登録申請)がない**中小建設事業者で、市の契約の相手方になりうる方として登録していただくことで、当該事業者の受注機会の拡大と均衡を図ることを目的にしています。

2 小規模工事とは

この制度で対象とする小規模工事は、**小規模な維持工事及び施設等の修繕工事**で下記のすべてに該当する工事です。

- (1) 入札によらず**見積もり合わせ**によって契約するもの
- (2) **工事の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なもの**
- (3) **発注金額(実施見込価格)が 30 万円以下のもの**

3 登録できる方

この制度により登録を受けることが出来る方とは、以下の(1)及び(2)を満たす方をいいます。

(1)	南あわじ市内に本社(本店)又は住所がある方	<p>法人であるか個人であるか、建設業の許可の有無は問いません。また、経営規模や従業員数による登録制限はありません。</p> <p>ただし、本制度の趣旨から、少なくとも南あわじ市内に本社(本店)又は住所を有する方に限定します。また、南あわじ市が作成する他の業者登録名簿(建設工事入札参加資格者名簿を指します。)に登録されている方は、本制度の登録対象となりませんのでご注意ください。</p>	
(2)	次に該当しない方	ア)	成年被後見人、被補佐人、被補助人(契約を締結する能力がない方)
		イ)	破産者で復権を得ていない方
		ウ)	登録を希望する業種が資格を要するものである場合、その資格を持っていない方
		エ)	公共団体の契約の相手方として不相当と認められる方 税の滞納がある方

4 新規・変更登録について

今回はじめて登録を申請される方、すでに申請済みの方で申請者の所在地、商号又は名称又は代表者若しくは登録業種に変更がある場合は、次のとおり申請してください。

受付日時	午前 9 時～午後 5 時 (ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。)	
受付場所	南あわじ市総務部財政課 入札契約係 656-0492 南あわじ市市善光寺 22 番地 1	
登録希望業種	自ら施工できる業種を 5 業種まで登録できます。	
登録申請書	登録を希望される方は、南あわじ市 小規模工事契約希望事業者登録申請書(別紙第 1 号-A) に次の書類を添付して提出してください。 (様式は財政課にて配布又は南あわじ市ホームページからダウンロード)	
申請書添付書類	個人の場合	法人の場合
	<ul style="list-style-type: none"> 住民票(写し) 交付窓口:総合窓口センター(南あわじ市役所本館 1 階) 	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記簿謄本(写し) 交付窓口:法務局
	個人・法人共通	
	<ul style="list-style-type: none"> 完納証明書(写し) 納期限の到来した市税について未納がないことの証明 交付窓口:総合窓口センター(南あわじ市役所本館 1 階) 	
<p>変更申請の場合、変更項目を確認できる書類を添付してください。 (代表者変更の場合:住民票又は商業登記簿謄本など)</p> <p>証明書類の発行を代理人の方が申請する場合、委任状等が必要になることがあります。予めご確認ください。</p>	<p>※各種証明書は、証明年月日が申請書提出時以前3ヶ月以内のもの</p> <p>希望業種を履行するために必要な資格、又は許可の写し (例)電気→電気工事士 水道→淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者</p>	

5 契約に関する事項

- (1) 小規模工事の発注に際して、小規模工事契約希望事業者登録されている業者を指名対象とします。
なお、発注金額が30万円以下の工事であっても、その**内容や難易度により建設業許可業者が指名対象となる場合もあります**ので、この点についてもご了承ください。
- (2) 小規模工事の発注は、原則として複数(3~5者程度)の方に見積もり依頼をし、その方々から見積書を提出していただくという形で行います。その結果、その中で**最も低い価格を提示した方と契約することになります**。
ただし、見積もりを依頼されても辞退することは自由です。
- (3) 契約の方法等は、南あわじ市契約規則等関係法令、要綱に基づき行います。請け負った工事は**誠実に履行しなければなりません**。また、請け負った工事は、自ら履行し、一括下請負(いわゆる丸投げ)はもちろん、市が認める場合以外の下請はできません。(申請に際しては自分で施工(履行)できる業種を記載してください。)
- (4) 請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後、請求を受けてから**40日以内**に債権者登録された口座に振り込まれます。
- (5) 契約に関して、独占禁止法違反、刑法、その他関係法令等に違反する行為は**絶対に行わないでください**。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められたときは、契約解除を行う場合があります。また最悪の場合、小規模工事契約希望事業者登録名簿における登録も抹消になります。

6 その他の注意事項

発注の対象外となる工事	次に該当する工事は、小規模工事契約希望事業者登録を行った方々への発注の対象とはなりませんのでご注意ください。	
	ア)	複数の種類を一括して発注することとした修繕工事
	イ)	工事の内容等から判断して、難易度が高く建設業許可業者に施工させるべきと判断されるもの
登録事項変更・廃止届	登録内容に変更があったり、営業を廃止した場合は、登録事項変更届を提出してください。	
登録の抹消	登録条件に該当しないことが、判明した場合、登録抹消する場合があります。	
その他	希望者名簿に登録されても、必ず市から見積依頼を受けるとは限りませんので、ご理解ください。	

別表

小規模工事の種類及びその内容の具体例

No	小規模修繕の種類	内容(具体例)
1	大工	大工、型枠、造作等
2	左官	左官、モルタル、吹付け等
3	とび・土工・コンクリート	とび、足場等仮設、土工、コンクリート、ネットフェンス、法面処理等
4	石	石積み等
5	屋根	屋根葺き等
6	電気	構内電気設備、照明設備等
7	管	空調設備、給排水、給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、ガス管配管、暖冷房設備、ダクト等
8	タイル・れんが・ブロック	コンクリートブロック積み、れんが積み、タイル張り等
9	板金	板金加工取付等
10	ガラス	ガラス加工取付等
11	塗装	塗装等
12	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水等
13	内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上げ、たたみ、襖、カーテン・ブラインド等
14	電気通信	電気通信線路設備、電気通信機械設置、放送機械設置等
15	造園	植栽、公園設備、園路等
16	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
17	水道施設	取水施設、浄水施設、配水施設等
18	その他	その他上記に当てはまらないもの

お問い合わせ、申請書配布、新規・変更申請受付

総務部財政課（市役所本館 3階）

TEL 43-5210

様式ダウンロードホームページ：

<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/zaisei/syoukibokouji.html>

メールアドレス：keiyaku@city.minamiawaji.hyogo.jp